

土族反乱の構造的特徴について

後 藤 靖

第一節 分析の視角

第二節 土族反乱の要求と意識構造（以上本号）

第三節 土族反乱の組織構造

第四節 土族反乱の歴史的評価

第一節 分析の視角

本稿の課題は、佐賀の乱から西南戦争にいたる土族反乱に共通する政治的要求―政治的理念と組織との構造的特徴を明らかにし、その側面からその歴史の意味づけを行うことである。^(一)従来、「権力統一過程から脱落しようとする封建的支配者層の不安と不満」の爆発だという規定が、土族反乱にかんする支配的見解となつてゐる。乱の必然性についての主体的側面を明らかにしたことはなるまい。^(二)また井上清氏は反乱軍の構想する権力構造を土族独裁政權だと規定して主体的側面を明確にされたのであるが、このような政治的要求だけなら全国各地に散在する「脱落しようとする封建的支配者」の間に少なからずみられたはずである。にもかかわらず、現実に反

乱したのは、ほとんど西南雄藩にかぎられていた（註二年表参照）。そうだとすれば、反乱を起すにいたる組織的基盤があったかなかったかが現実に行動にまで具体化する主体的条件として決定的に重要な要素であった、といわなければならない。かくて、土族反乱の研究にとって、その政治的要求と組織のありようを明確にすることが不可欠の課題となる。わたしが、ここで土族反乱の政治的要求と組織問題に分析の焦点をしばらくとするのは、このような意味からである。

ところで、土族反乱の政治的要求⇨政治的理念と組織、いいかえるなら反乱軍の構造的特徴を究明し、その歴史の評価を行おうとする場合、次の視角が要求される。それは、土族反乱軍が実現しようとした権力構造と政策体系が当年の国民的課題とどのようなかわり合いをもったかということである。いいかえると、国民的課題を基準にしてはじめて土族反乱の構造的特徴とその歴史の意味づけが確定されるということができる。では、当年の国民的課題は一体何であつただろうか。概括的にいえば次のように規定することができよう。

当年の国民的課題は、近代国家の形成とその基礎構造たる資本主義的生産様式の展開への道を切りひらくことであつた。それは国内的条件からもまた世界史的条件からも不可避の命題であつた。まず、国内的条件についていえばこうである。周知のように、すでに幕末期には一方ではマニユファクチュアを、他方では寄生地主を輩出させるほどの小ブルジョアの経済構造の全般的展開——農民層分解が進行し、この経済的基盤のうえにはげしい農民闘争——「世直し一揆」が広汎かつ持続的に発生した。かかる経済的变化は、明らかに封建的土地所有と発展しはじめた資本主義的ウクライドとの矛盾を意味し、農民闘争は封建的支配⇨収奪構造の解体を要求するものであつた。維新の政治過程を終始リードした尊攘——討幕派はかかる基礎過程と闘争のうえに成立し、農民闘争の

激化が討幕派の勝利の重要な要因として働いた。^(三)かくて維新変革の眞の原動力は、かかる反封建の農民闘争であつたといふことができる。農民闘争は、必ずしも明確な政治的要求をもつてはいなかつたけれども、それらは究極的には、封建的土地所有 \parallel 収奪関係を揚棄して生産力と營業を自由に發展さすこと、封建的身分体制 \parallel 封建的權力構造を解体して政治的自由を確立することをねがつていた。^(四)だから、農民闘争からひきだされる課題は、小ブルジョアの生産者層 \parallel 直接生産者の経済的・政治的解放であつたといふことができる。にもかかわらず、後でも述べるように、成立した維新政権は「万国に対峙する」という国家目的を設定し、そのための權力集中と収奪機構を創出することによつて逆に直接生産者および在郷の豪農商層を政治的にも経済的にも抑圧する權力として現われた。かくて政治的・経済的解放を求める人民的要求 \parallel 国民的課題はそのまま残された。さらに資本主義的生産様式への道をきりひろくことは、世界史的にも条件づけられた。日本の開国は、「この時期のうちに、植民地略取の驚くべき『高揚』がはじまり、世界の領土的分割のための闘争が極度に激化している」^(五)(レーニン)時点のできごとであつた。かくて維新期の日本が直面した世界的状況は、まさに帝国主義に転化しようとする列強資本主義国家の世界分割闘争の発期であつたといふことができる。このような状況に対応して日本の自立的發展を確保するためには、欧米資本主義の生産力構造および政治構造に目をおおふことはできなかつた。たしかに、維新政権とりわけ非征韓派はのちにみるように積極的にここに注意を払いその輸入・装置のために全力を傾注した。だが、問題はその政策のすめ方にあつた。つまり、ヨーロッパの生産技術の導入による資本主義的生産の育成は、小ブルジョアの生産者層の自由な發展を抑圧する方向で進められた。かくて当年の国民的課題は、小ブルジョア \parallel 直接生産者および在郷の豪農商「資本」の産業資本への転化と彼等の政治的自由を実現すること

あつた、ということが出来る。

当年の国民的課題を右のように概括的に規定することができるとすれば、士族反乱のめざした権力構造および政策体系に政治的理念とそれを実現するための組織構造がそれとどのようなかかわり合いをもっていたかを明らかにしなければならぬ。そこでわたしは、まず士族反乱の政治的要求とその基底にある意識構造を解明し、さらにその組織構造の特徴を検討することにしよう。ただここでは紙数の関係上、それらの規定要因たる経済構造については別の機会にゆずらねばならない。^(六)

註(一) 反乱軍の性格を全面的に明らかにしようとするればその全組織→蜂起過程まで検討しなければならぬ。だが、この全過程については多くの研究乃至記述があり不必要な重複をさけるために、本稿ではあえてふれないことにした。そしてむしろ要求に理念と組織との問題をとくに抽出して考察するのは、次の理由からでもある。およそ一つの特定の政治的集団が結成されるためには、特定の階級乃至身分を基底とし、それに意識性と組織性が注入されねばならない。逆にいえば、特定の政治的集団が意味をもつのは、それが特定の政治理念と組織とをもつためである。だから特定の政治的集団を歴史的に意味づけようとする場合、その行動様式を規制する意識と組織とを究明しなければならぬ。そうすることによって、はじめて政治集団の政治的行動を政治史的にとらえることが可能となるであろう。この点についてのややくわしい問題提起的分析は、拙稿『ドイツ農民戦争』の方法』（京都民科歴史部会「新しい歴史学のために」六二号）および「戦後民権運動の研究について」（歴史学研究二四七号）を参照されたい。

(二) 遠山茂樹著『明治維新』二五九頁。ここに引用した遠山氏の規定は、長州藩脱隊騒動にかんする分析の個所で述べられたものであるが、この規定は氏の士族反乱についてのすべての見解の基礎になっている。また井上清氏も、士族反乱は「客観的には資本主義のない一般に近代諸関係の日に日に発展してくることによって、不可避免的に没落させられ、しかもそのぎせいをもっとも多く受ける封建武士階級の下層のもの階級の不満」を原因とする、と述べられている（『日本の軍国主義』一八四頁）。これらの見解は、たしかに士族反乱に共通する一般的要因を手ぎわよく整理したものといえることができる。だが、もしこの規定だけでとらえようとすれば、次の二つの点は説明できなくなるであろう。すなわち、(一)中央および

び地方の官吏として官僚機構に登録され、あるいは軍事・警察機構に何等かの資格でくみこまれた以外の武士。士族は、ひとしく「不安と不満」をもったはずであり、その「不安と不満」から士族反乱に走ったはずである。そしてその結果として、全国いたるところに士族反乱が計画され、激発したはずである。たしかに、全国各地で士族の部分的蠢動がみられるが、現実には、本文で指摘したように、ほとんど西南雄藩にかぎられていた。(⇒)しかもそれらの反乱を指導し、組織した人はほとんど中央・地方の官吏や軍人などであった。この点を考えると、士族反乱を「不安と不満」一般に解消してしまうことはできないであろう。

士族反乱年表

蜂起又は組織期間	名称	指導者	加盟人員	襲撃対象	備考	出典
二年 二・四 二・一〇 二・四	長州藩脱隊騒動 雲井党雄党 (婦順部曲点検所)	大楽源太郎 雲井龍雄	一、八〇〇名余 処刑者五九名	藩庁	三年一二月二六日龍雄梟首。外務卿沢宣嘉を首領に仰がんとす。	『志士雲井龍雄』 『西南記伝』
八	東京襲撃計画 日田県の蠢動	岡崎恭助 大楽源太郎・高田源兵衛 (河上彦斎)	七名		長州藩脱兵約一〇名潜伏。高田は四年一二月斬刑。	『太政官日誌』 『西南記伝』
四年 二 三・一三	久留米の蠢動 愛宕通旭事件	水野正名(久留米藩大参事) 大楽源太郎 丸山作楽 岡崎恭助	六一名	征韓計画	政府巡察使派遣薩・長・肥後隊出兵。 三年八月計画の転化せるもの。	『太政官日誌』 『大久保文書』
一・二・三	熊本敬神党結成	大田黒伴雄	七〇〇余名		勤王党より分立	『西南記伝』
五年初						

士族反乱の構造的特徴について(後藤)

八・	福岡・強忍社創 立	越智彦四郎	八名			『支洋社々史』
八・	福岡・堅志社創 立	箱田六輔	二一名			『支洋社々史』
九年三・	警視庁内の不穩	二〇余名			山口・高知出身 の警視・警部	『評論新聞』
一〇・二四〇 一〇・二四五	神風連	大田黒伴雄	一九三名		兵營・司令官・ 県令	『西南記伝』
一〇・二七〇 一一・一一〇	秋月の乱	磯淳 宮崎車之助	二三〇余名			『西南記伝』
一〇・二九〇 一一・一八〇	萩の乱	前原一誠			「郵便報知」と 「朝野新聞」は五 〇〇〇人程という。 大橋清登・満木 清繁ら加担	『前原一誠伝』
一〇・二九〇 一一・一八〇	思案橋事件	永岡久茂		死刑一三	千葉県庁・鎮台	
一〇年一・三〇〇 九・二四〇	西南戦争	西郷隆盛 桐野利秋	私学校 一三、〇〇〇 徵募一〇、〇〇〇			『西南記伝』
一〇・三〇〇 九・二四〇	薩軍	池辺吉十郎 佐々友房	一、三〇〇余			
二・二〇〇	熊本隊	三〇〇〇〜四〇〇〇			西郷軍に呼応	
二・二九〇	熊本協同隊	平川惟一 宮崎八郎	四〇余			
三・二七〇	龍口隊	中津大四郎				
三・一〇〇	人吉隊	那須拙速	一〇〇〇			
三・七〇	飯肥隊	伊東直記	二〇〇余			
二・一九〇	佐土原隊	島津啓二郎	二五〇余			

士族反乱の構造的特徴について(後藤)

<p>(二・二三) (三・九) (二・二七)</p>	<p>延岡隊 高鍋隊 福島隊</p>	<p>藁谷英孝 武藤東四郎 坂田諸潔</p>	<p>一七〇 二〇〇余 一二〇</p>	<p>福岡分営・県庁 警察襲撃計画・ 分営襲撃</p>	<p>鎌攘隊(四月) 農工商の子弟六〇〇余を強制徴用し、郷土警備にあつ。西郷軍に呼応</p>	<p>「自由党史」</p>
<p>(三・八) (四・一) (五・二一) (三・)</p>	<p>都城隊 中津隊 報国隊 福岡隊</p>	<p>東胤正 増田宋太郎 田島武馬 越智彦四郎 武郎小四郎</p>	<p>二五〇余 六四 六〇〇余</p>	<p>福岡分営・県庁 警察襲撃計画・ 分営襲撃</p>	<p>西郷軍に呼応</p>	<p>「西南記伝」</p>
<p>一〇・五・三〇) 六・三</p>	<p>長州町田党の蠢動</p>	<p>町田梅之進</p>	<p>二〇〇余</p>	<p>警察・大区扱所 襲撃計画</p>	<p>西郷軍に呼応せず 計画、斬罪四・ 実刑(懲役一年 一〇年)六六。</p>	<p>「自由党史」</p>
<p>一〇・八・) 九・ 一〇・八・) 九・ 一一・五・一四</p>	<p>土佐勤王党の蠢動 愛媛飯淵武田党の蠢動 紀尾井坂の変</p>	<p>大石円 飯淵貞幹 武田豊城 島田一郎</p>	<p>一、一〇〇余 四〇余逮捕 三五名逮捕</p>	<p>未発に終る 未発に終る 大久保利通襲撃</p>	<p>西郷軍に呼応せんとす 西郷軍に呼応せんとす 斬六・実刑二四・放免五</p>	<p>右同 右同 右同</p>

(三) 井上清著「日本現代史I明治維新」第五・六章はこの過程をみごとにえがきだしている。このほか羽仁五郎著「明治維新史研究」や石井孝「慶応二年の政治状況」(歴史評論三四号一九五二年二月)等参照。

(四) かかる農民闘争の典型をわれわれは会津藩の「ヤーヤー」撰にみる事ができる。会津藩降伏直後の明治元年一〇月一五日から一九日にかけての南会津郡・河沼郡・大沼郡・北会津郡・耶麻郡および新潟県松村領を席卷したこの「ヤーヤー」撰は、村役人を襲って水帖・人別帖等徴税にかんする帖簿を焼却・没収し、さらに金銭貸借証文や貸金帖を焼毀して取り

立てを不可能にしようとした農民闘争である。このたたかいは、たんに経済的自由だけでなく、村役人の総立替という村政の民主的運営をも要求していた。その先頭にたったのは商品生産者的中農であり、直接生産者が広汎に組織化されていた（庄司吉之助著『明治維新の経済構造』二一三―四頁・同『世直し一揆の研究』、堀江英一著『明治維新の社会構造』八六―八九頁参照）。

(五) レーニン『帝國主義論』（邦訳全集二二巻二九五頁）。なおこの時期の極東をめぐる国際政治史については、E・M・ジュコフ他著『極東国際政治史』上巻第一・二章参照。先進列強国の日本にたいする圧迫は次のような事態をもたらした。すなわち、④政治的には。日米和親条約にはじまる対外条約締結に示された幕府の軟弱な態度は、幕府権力の脆弱さを露呈させ、そのことが封建的支配階級内部の対立を激化させる要因として作用した。それが尊攘↓討幕運動として展開する。ただ、先進資本主義列強は、日本の政治⇨権力構造の人民的⇨民主主義的変革を歓迎してはいなかった。彼等は、幕府による再編成か（フランス）あるいは西南雄藩による再編成（イギリス・アメリカ）か、つまり商品生産⇨商品流通の封建的障壁を除去する権力構造としての絶対主義的改革をのぞんでいたに過ぎなかった。（石井孝著『明治維新の国際的環境』・井上清著『日本現代史』I明治維新参照）。⑤経済的側面については、生糸および茶は輸出市場の発展によって、その担い手たる商人および生産者のマニユ・経営が多くみられるにいたった。たとえば茶業においては静岡の在方荷主のなから多くの製茶マニユ経営者が現われ、また製糸業においても群馬・福島・信州においては手挽製糸から座繰製糸への急速な技術転換⇨経営拡大がみられた。（『日米文化交流史』・通商産業編第三・四章参照）。これらのことがらは、農村工業の展開⇨農民の商品経済の発展を意味し、それだけ封建的生産様式との矛盾の深まりを示すものである。と同時に、かかる発展傾向は、領主直営地の欠如という封建的土地所有構造の特質のため、領主層の商品経済⇨商品生産への対応（東ドイツのユンカー経済のごとき）を不可能たらしめ、矛盾を一層深刻化させた。

(六) 拙稿『反民権論とその基盤』（本誌第六巻一号）参照。この田稿でわたしは、一応土佐古勤王党の成立と展開の基盤をその地帯の経済的發展構造と郷土的土地所有との矛盾に求めつつ不十分ではあったが解明しておいた。

第二節 士族反乱の要求と意識構造

士族反乱の歴史的性情を明らかにするためには、まず、反乱軍が実現しようとした権力Ⅱ政治構造とその政策体系がどのようなものであり、それが当年の国民的課題とどういう関連をもったかを検討しなければならぬ。そこで、わたしは士族反乱に共通する諸要求とその基調にある意識構造をみることにしよう。

ところで、さきにもいったように、士族反乱の本格的展開は六年政変以後のことである。しかも佐賀の乱以後の諸反乱に共通する要求は、のちに明らかにするように、征韓断行と武士的諸特権の回復乃至維持であった。このことは、六年政変が士族反乱を必至化する原起点となったことを意味するであろう。いかえると、士族反乱は征韓論をめぐる政策対立の延長線上の出来事であった、ということができる。だから、われわれの考察の出発点も征韓論をめぐる征韓派と非征韓派との間の政策対立の内容に求めねばならない。

〔I〕 征韓論をめぐる政策対立

六年政変を、ただ征韓の一点をめぐる征韓派と非征韓派との対立としてとらえることはできない。そこでたまたかわれたのは、まさに征韓を断行しようとする一派とそうでない一派との間の権力Ⅱ政治構造および政策体系にかんする構想とその基底にある意識構造であった。では、相対立する二つの政治勢力はどのような構想をもっていたのであろうか。

（A） 非征韓派の構想

明治六年に極限にまで達した西郷隆盛らの征韓要求に對抗して、廟堂内部に非征韓派が政治勢力として結集されたのは、そう早いことではなかった。わたしは、その結集の起点を早くとも岩倉具視一行の欧米巡察に求めることができると思う。

岩倉・大久保利通・木戸孝允を最高首脳とする巡察一行が四年十一月一二日横浜を出帆してサンフランシスコについたのが二月六日。その一七日に全権副使木戸孝允は杉山孝敏にあてて次のように書いている。「我今日之文明ハ真之文明ニアラズ、我今日ノ開化ハ真ノ開化ニアラズ云々」と。この反省は、九日「キンバル」社の馬車製作所・「ミッシェン」社の毛織物工場・「ワードワルト」公園、一日「ブース」社の礦山器械製造場や軍隊閱兵・学校見学に過した一週間の文字通りの一見からえた体験の産物である。「西洋人ハ有形ノ理学ヲ勉ム、東洋人ハ無形ノ理学ニ驚ス、両洋国民ノ貧富ヲ異ニシタルハ尤此結習ヨリ生スルヲ覚フ」と認識した瞬間から、一行の国際状勢とりわけ先進諸国にたいする認識と旧来の政策体系にたいする反省がはじまった。それは見聞がひろがるにつれていよいよ深刻の度を加えてゆく。ヨーロッパ各国の回覧をおえたとき、一行が共通して認識したのは次の二点であった。すなわち、

(一)「西洋ノ民」は「營生ノ百事皆屹々トシテ刻苦シタル余リニ理化重ノ三字ヲ開キ、此學術ニモトヅキ助力器械ヲ工夫シ、力ヲ省キ力ヲ集メ力ヲ分チ力ヲ均クスルノ術ヲ用ヒ、其拙劣不敏ノ才智ヲ媒助シ、其利品ノ功ヲ積テ今日ノ富強ヲ致セリ。其ノ元品ハ鉄ト石炭トニヨルノミ」。(四) 機械制工場の巨大な生産力に驚嘆し、先進資本主義国家の「富強」の根源をこの生産力的基礎にとらえたとき、洋行派の経済政策は方向を規定されたとみてよい。

(二)「ヨーロッパ列国、フランス革命ノ機ニ感觸セラレ、民ハ自由ノ理ヲ展ベ、国ハ立憲ノ体ニ変ジテヨリ、

爾來星霜僅ニ八十年ヲ経タリ。中ニモオースタリー國ハ帝威ヲ保続シタレドモ亦二十年來已ニ立憲ノ体ニ改メ、露國ノ独裁モ十年來ハホボ民ニ自由ヲ与ヘン事ヲ図ル。歐洲ノ文明ハ此改革ノ深淺ニ源シ、其精華ハ発シテ工芸ノ産物トナリ、利源ハ滾々トシテ湧出ス。（中略）夫歐洲列國ノ大小相分レル英・仏・露・普・墺ノ大國アレバ、又白・蘭・薩・瑞・墺ノ小國アリ。國民自主ノ生理ニ於テハ大モ畏ルニ足ラズ、小モ侮ルベカラズ。^(五) ヨーロッパ諸國においては先進國・後進國を問わず「民ニ自由ヲ与ヘン」とする立憲制に政体の基本をすえ、それによって國富を増強しようとしているととらえたとき、彼等はや「独裁」体制が歴史的進歩にそぐわない政治体制だと認識したものとみてよい。

こうして、洋行派は列強の政治的・經濟的實力をささえる基抵体制が機械制生産と立憲制だという認識に到達した。この認識は、彼等の旧來の政策体系およびその基調をなす國家目的に重要な変更をひきおこさずにはおかなかつた。

維新政權の成立以來その日まで進められてきた全政策の基本的性格_{||}特徴は次の点にあつた。すなわち、封建家臣団とりわけ討幕派武士団にたいしては旧來からの家祿に戦功賞典祿を附加することによってその特權を一層手厚く保護し、政治・社会・經濟の全般にわたる諸改革はその武士的特權に抵触しないかぎりにおいてのみ推進された、ということである。最も基本的な政治上の改革についていえばこうである。版籍奉還↓廢藩置縣はあきらかに封建的領主權を強力的に解消し、旧領主層から土地・人民を収奪して絶対主義權力の統一的支配下におくことをねらつたものである。その強行はたしかに封建領主階級に決定的な打撃を与えた。だが、その領主層も旧藩草高の一〇分の一の家祿を保證され、とくに討幕諸藩の藩主と討幕派武士団は政權の機構のどこかに編入され

ることによって領主権譲渡にたいする高価な代償を獲得した。いいかえると、討幕派武士だけでなく全封建的支配階級は、それぞれの戦功と身分に応じて旧来の特権を保持したまま権力機構の中に再生され、政治的支配階級としての地位と物質的基礎とを確保した。これが全政策の核心であった。かくて、領主権の有償による収奪は、幕藩的Ⅱ封建的土地所有と貢租徴収権を国家に平和的に移譲させ、国家的Ⅱ封建的土地所有を創出した。そしてこの土地所有が権力の固有の物質的基礎となった。諸他の政策とりわけ経済政策はこの基抵体制に照応させられた。主要な政策Ⅰ株仲間廃止・貨幣制度の統一・租税制度の統一・作物生産規制の撤廃等は、たしかに経済機構の全国的統一化を旨とす変革ではあったけれども、それらは直接的には流通機構の範囲にかぎられており、生産過程Ⅱ機構の変革をねらったものではなかった。その流通機構の全国的統一化は、たしかに農民的商品生産および商品流通を促進させる条件として作用しはしたが、それも旧貢租をそのまま継承した国家的Ⅱ封建的土地所有と主要開港場に開設された通商会社や貨幣発行権をもつ為替会社の営業権を一手に掌握した政商資本の支配にゆだねられた。かくて、生まれたばかりの権力は旧来の封建家臣団と政商資本とを階級的基礎とし、その二つの階級の利益を擁護したにすぎない。いいかえると、新政権は直接生産者および在地の豪農商（商業・高利貸資本Ⅱ地主・豪農Ⅱマニユ経営者）を収奪し抑圧する絶対主義権力として現われ、幕藩体制下における基本的階級矛盾を再生産した。絶対主義権力（封建家臣団・政商資本）対人民（直接生産者・豪農商）というこの基本的階級構造Ⅱ矛盾は、それ自体、当年の経済的発展段階に規定され、それに照応したものにちがいがなかったが、その階級関係および経済的収奪機構を改造して自立的な小生産者層の自由な発展を可能にさせる体制を形成しようとする努力はどこにもみられなかった。

右にみたような権力機構と政策体系とは、木戸がいうように雄力諸藩とりわけ討幕派武士団がそれぞれの思惑をひめ、それゆえに政権の構成要素が単一でなく多元的であり、その多元的要素間の妥協の産物として現われた。だが問題は、なぜ多元的要素が個々の対立をこえて天皇制絶対主義の形成に向って協力し合えたのか、ということころにある。わたしは、その基本的理由を「万国に対峙する」という国家目的に求めることができると思える。

その国家目的の設定は、国内の階級対立よりも列強による日本庄迫^(七)民族の矛盾こそ国家にとっての基本矛盾としてとらえる認識にねざしている。木戸が誰よりも早く強硬な征韓論を唱えたのは、権力統一を阻害する国内の諸矛盾^(八)支配階級内部の対立や人民闘争を緩和するという国内統治に力点をおいた戦術的配慮からではなく、むしろ朝鮮およびアジアを掠奪しそれによって列強間に武威をかがやかすという戦略目標からでたものとみる方が至当であろう。つまり、木戸をはじめすべての政権担当者は、列強の日本民族庄迫という世界的制約を逆に弱小民族侵略という積極的行動によってはねのけようと試みた。その試みのためには、何よりも討幕派武士団を中核として家臣団を革命および反革命の弾圧者乃至防波堤たらしめ、同時に侵略軍として統一的軍令下に編成替えする必要があつたのである。武士的特権を温存させる政策はかかる国家目的の産物であつた。

だが、右の政策は次第にゆきづまりつつあつた。それは政権成立後もひきもやらずむしろ激化の一途をたどる農民闘争に直面したからである。元年から四年まで一二二件、うち公租公課軽減にかんするもの四五件・世直し一揆三三件が明確な新政反対の革命的要求をかかげての蜂起であつた。木戸にかんしていえば、彼が藩内の攘夷論者ときっぱり手を切つて人民統治を先行さすべきだと考えはじめたのは脱隊騒動以後のことである。脱隊騒動がまだ武士の特権^(九)被髪脱刀や戦功賞典要求をかかげて孤立的運動を展開している段階では、木戸はまだ彼等に

同情的な態度すらみせていた。だが、その脱隊兵が農民一揆の煽動者として現われはじめると、彼は断乎たる彈圧者となり、農民と脱隊兵との離間に腐心しはじめた。このときから彼は「人民冥々自然と開化に趣き候様御誘導之大策」⁽¹⁰⁾を立てねばならぬと考えだした。「松代日田等之擾騒甚以苦々敷事に御座候得共益廟堂上確乎被為在候得ば、却て進歩之機会と相成申候。人民之方向も亦相定可申候。廟堂上におゐて一時之議論に御動揺被為在候と始終人民之方向不相立而已ならず各々相迷ひ各其職業も勉勵不仕隨而今日之事瓦解申候紛紜之際別而御大事と奉存上候」⁽¹¹⁾と三条実美に書いたとき、木戸の念頭に浮んだのは民族的矛盾より国内の階級的矛盾をどう緩和するかという問題であった。だが、木戸のこのような状況認識は、まだ廟堂内を完全に説得し、支配しうるだけになつてはいなかった。それは彼自身、欧米に出発する直前まで依然として征韓論を唱えていたことでもわかる。

このように、旧来の政策の出発点は民族的矛盾をどう解決するかということであつた。その狭隘で独善的な発想は、人民闘争に直面して転換しはじめてはいたが、その転換の直接の契機となつたのは、さきに書いたように欧米諸国の政治的・経済的実情の認識であつた。

洋行派は帰国早々に政策転換を宣言した。すなわち、六年七月木戸は憲法制定にかんする意見書を政府に提出し、大久保もまた征韓反対の七ヶ条を三条・岩倉にあてて書いた。⁽¹²⁾この意見書は、ともに世界史の發展段階に対応する絶対主義の政治的・経済的構築が先決だという課題を提起している。つまり、この最高の二人の指導者は、機械の積極的導入による資本主義生産の上からの育成（殖産興業政策）と権力機構の近代的擬装（憲法制定方針）による「近代」日本の創造を強調した。彼等は、かかる日本の創造によつてはじめて「万国と対峙する」日本の誕生を期待できると説いている。その政策転換にもかかわらず、「万国と対峙する」という意図をひめていたかぎ

り、つねにアジアの侵略を念頭に浮べていたことは容易に想像される。侵略にかんしいえば、政策転換によってかわったのは、ますますにはなくて新しい「近代」日本が創建されたのち、というように時間的ズレが生じたことだけである。だが、この時間的ズレは基本矛盾にたいする認識の転換によって生じたために、旧態依然たる認識にたつて旧来の政策体系を固守し、^(一四)まさに行動にうつろうとしていた征韓派と妥協の余地のない対立をかもしだした。

(B) 征韓派の構想

征韓論が「内乱を冀ひ候心を外に移し、国を興すの遠略」という方針にもとづいていたことは、多くの人によって指摘ずみのところである。^(一五)そのために、西郷は征韓の「名義」を必死になって作りだそうと努力した。彼が自ら遣韓大使となり、彼地で無礼を加えられるか或は殺害されるという最悪の事態が発生すれば、それで征韓の「名分」はできると考えたのも、つまるところは、「遠略」によって自らの志向する政治体制を構築せんがためにほかならなかつた。では、征韓派の「遠略」とは具体的にいかなるものであつたのか。

(a) 西郷派の体制構想 この問題を明らかにするためには、征韓派の中核となつた薩摩の動向をみなければなるまい。なぜなら、西郷派が牛耳る鹿児島県政はそのまま西郷派の体制構想の実現形態であつたからである。これについては、すでに井上清氏や圭室諦成氏・大江志乃夫氏らをはじめ多くの人々によって明らかにされている。^(一六)そこで、これらの先学の諸業績に依拠しながら簡単に述べることにしよう。

鹿児島県の県政が西郷体制を明確にしはじめたのは、二年二月二〇日の藩治職制を起点とするといつてよい。この改革によって、軍務・会計・糺明・監察の四局が設置された。その各局総裁とそれらを統轄する知政所_＝統治

の最高機関がすべて討幕派武士団によって掌握され、この月の二五日に藩主の要請をうけて西郷が参政に就任するに及んで、西郷体制の権力構成は一応できあがった。この体制は、「不拘貴賤登庸の儀当然に付、門閥を廢し可然旨」という討幕凱旋武士団の要求の実現形態であつた。^(一七) 彼等は早速この体制の政策を実施した。版籍奉還直後の八月一七日の改革がそれである。その改革のねらいは、幕藩体制的身分制を討幕派武士団に有利に改編し、西郷を頂点とする士族独裁政權を構築することにおかれていた。そのために、「各私領地の統治權を取り上げて、従來の直轄地と言わず、私領地と言わず、新に選抜した專任を地頭を据え、各地士分の多寡に応じ大小の常備隊を組織せしめ、地頭をして之を統轄せしめ、司法も行政も軍隊で行うことになり、郷邑の役場を軍務方と称へ、まるで戦時状態であつた^(一八)」といわれる統治機構が創出された。こうして、鹿児島県治体制の中核は、城下町歩兵四大隊・砲兵二大隊および外城の常備兵一七大隊・守備隊二〇大隊・大砲隊九座一分隊その兵員総計一三、二五七人(三年一月現在)が形成した。彼等がいかに洋式兵器で武装されていたにせよ、彼等が旧社会以來の封建的世禄と身分制の維持によって自己を護持していたかぎり、国民的軍隊でもなければ、また近代적体制の創造者でもありえなかつた。彼等は旧体制を自己に有利に編成し直したという意味で純粹封建制の破壊者ではあつたが、その破壊はきわめて妥協的^(一九) 自己保身的であり、封建制の絶対主義的編成替を実現したにすぎなかつた。しかも、「知行地を郷土的な土地所有に転化^(一九)」しそれ故にそれぞれの武士が知行權^(二〇) 貢租徴収權をもつ騎士的存在となり、その経済的・身分的特權にもとづいて絶対主義的の権力機構を独占しようと計つたものとみてよい。このことは、わたしが別の機会に分析した土佐古勤王党の志向と軌を一にしていた。かかる権力構造は、比較史的にみれば、イワン雷帝がポヤールの反抗を抑圧するために親衛隊を組織し、その軍事力によってツァーリの権力^(二〇) 中央集權

国家を強化しようとした、あの軍事的・封建的絶対主義の再版といつてよい。一六世紀後半のロシアの絶対主義が世界的段階の全く異つた一九世紀後半の日本で再現されようとしている。さきばしつていえば、六年政変は一六世紀的絶対主義と一九世紀的絶対主義との対立であつたとみてよい。

西郷派は、この薩摩で実現した土族独裁政権を全国的規模で拡張しようとならつていた。この場合、西郷派がその統一された土族独裁国家の指導権をにぎり、西郷輩下の土族＝郷士がその「帝国直属の騎士」として司法行政の全権力を武力によって守護することを志向していたことは容易に推測される。ここにこそ、西郷派のえがく土族独裁による絶対主義国家の基本的特徴があつた。西郷が二年九月知事島津忠義の上京にさいして二大隊と二砲隊を随行させ、忠義の帰国後もそのまま滞京させたのは如上のプランを実行に移すためであつた。「西郷隆盛、藩兵一大隊をひきいて東上し、政府にせまりて非政を正しうし、財政を監し、財政を私するものを弾劾し、もつて大いに君側を掃清するの挙にいでんとす」^(一〇二)——この浮説はけつして根拠のないつくりごとではなかつた。

この西郷派の志向は、「明天子賢宰相ノ出ヅルヲ待タズトモ自ラ国家ヲ維持スルニ足ルノ制度」^(一〇三)官僚機構を形成し、権力構成要素の多元性を単一化しようといつた大久保＝木戸ラインと明らかに対立するものであつた。^(一〇四)だからこそ、歩兵四個大隊・砲兵四隊などを中央政府の徴集藩兵として取りたてよといふ西郷の要求は拒否され^(一〇五)た。西郷派にとつてこの要求は、自派のえがく権力構想の実現の第一階梯であつた。西郷派はつまづいた。だが、中央政府もそれに追いつき打ちをかける実力＝武力的基礎をもつてはいなかつた。政府がいまやれることといへば、西郷を中央政府の首脳の一に加へ、彼をつうじて鹿児島を支配下にくみいれるといふ廻り道しかなかつた。それが三年一月岩倉・大久保・木戸が勅使として薩摩・長州に赴き、それぞれの藩主と西郷とを出京させる行動

として現われた。当面の課題にとつて、そのとき西郷が岩倉に提起した改革意見二五ヶ条が重要である。この意見書の基調は、政体の基本を神武創業において西洋諸国の政治を参酌し、そして「攻戦の体を居へ、治乱之政治一途に帰し海陸軍を以て国家を護し、遂に攻守の権我に帰する処に目的を立つべし」というところにあつた。その具体策としては、討幕雄藩から精兵一万余を禁衛兵として「永く朝廷の名籍に連ね」、もし反抗する藩があれば「この兵を本にたて征伐すべし」というのである。^(二四) 精兵一万余の中核を形成するのはいうまでもなく薩摩武士団であり、しかも世襲という特権で守ろうとするところに西郷派のえがく権力構造の基本特徴がうかがわれる。この体制構想のどこにも国民的課題解決の方向をみいだすことはできない。そこにあるものは、幕藩体制下における領主と農民との基本的階級矛盾の再生でしかない。討幕派が依拠し、それによつて中央集権化を急速に実現しえた革命的人民闘争に背をむけ、それを弾圧する体制構造を実現しようとしている。西郷が参議に任ぜられ、^(二五) 木戸||大久保プランによる廃藩置県（四年七月）に協力したのち、四年九月に岩倉に建言した「時務建言書」と「勸農建言書」^(二六)とは、右の権力構想の具体化であつた。

「時務建言書」の大意はこうである。(一) 神事にもとづく祭政一致を實行し、仏教およびキリスト教を排撃すること、(二) 五公五民の租率を改め、西洋農学と和漢農学とを研究するため教農場を設けて農業を振興すること、(三) 士族の世禄は現石百石とし、それ以下は旧来のままとし家産税を課すこと、(四) 歳入の四分の三を經常費とし、残りの半分を凶年にそなえ、半分を出軍の費用にあてること、(五) 公金の利息二割を低減すること。ここには維新変革の内発的要因であり、その後の権力統一過程||国家的自立の基本的要因をなした人民の経済的・政治的解放の方向は片鱗もみられない。そこで志向されているものは、士族禄制とりわけ討幕運動に挺身した下級武士団の禄

制護持と軍国主義育成だけである。農業振興⇨農業生産力についても、「勸農建言書」でいうように、(一)先祖以来の家伝書を集め、忠孝信義の民風を作振するため篤農家を名主・組頭・農長に任命し、(二)西洋農法の長所を採用するため外国篤農家を雇い、農事試験場や農学校を設立し、また重要水路や堤防の修築費を国家負担とし、開墾・造林を奨励し牧場を開設する、(三)勸農巡察使をおき積金預所を設立する、というようにもっぱら土地生産力の上昇にのみ目をむけ、しかもかかる土地生産力の発展を基礎とする農業生産力の上昇によって如上の体制を安定さすことを所期したにすぎなかった。すなわち、農業生産力の発展は直接的には歳入の増加をもたらし、軍事力の増強および士族禄制の安定化の基盤として位置づけられているとみてよい。

かくて、西郷派の体制構想は次のように概括することができる。すなわち、薩摩の討幕派武士団を中心とする士族独裁国家の形成を基本理念としており、その権力構造をささえる固有の物質的基礎は国家的封建的土地所有であり、精兵一万余の中核部隊および士族によってその体制を護持させることであった。

(b) 士族独裁派の一般的傾向 右にみたような政権構想はけっして西郷⇨薩摩武士団だけのものではなかった。そのことは、征韓派という政治的集団が西郷⇨薩摩のみではなく、諸他の地方の討幕派武士団をもつつみこんでいたということからも知られるであろう。では、薩摩以外ではどういう展開を示していたであろうか。その典型として、われわれは土佐と長州をあげることができる。

土佐藩の動向にかんしては、すでに別の機会に述べた。簡単に概括すれば次のようなものであった。明治二年二月、谷干城・片岡健吉等の統率する軍務局の発議にもとづいて結成された四国十三藩の四国会議は、まさに土佐藩の士族独裁派の思想と行動を象徴していた。というのは、「天下の事朝令暮改人心未だ服せず、朝政は浮浪

徒の占むるところとなり動搖常なし。其の勢不遠又乱るるは避く可からず、此時に當て薩・長は必ず兩立せず相戦は必然なり。我土佐若し長曾我部の轍に倣ひ、四国に兵を用ひば、仮令勝算あるも天下の時機に後れ、四国を一步も出づる能はず、是れ愚の至りなり。仍て此の会を設け、一致して親睦し、事あるに當つては土佐は後顧の憂なきを以、数艘の汽船を以全国の兵を挙げ、直に摂海に入り、錦旗を擁し王室を保護せば、東北不平の藩は固より、畿内の諸侯必ず風靡せん^(二七)、という主唱者谷干城の意図の背後には、次のような政体構想が底流していたからである。すなわち、「近来政体総て洋癖、名は復古と雖も眞の御復古に非ず、殆ど日本を變じて洋夷と為すに至^(二八)」らんとする政策を改めねばならない、そのためには「洋癖の徒を誅戮し」、「大に練兵場を興^(二九)」し、「火器軍艦」製造のための「製鉄場を興^(三〇)」し、「要処」に「大鎮」を置いて「兵威」を強めまた大いに「海軍」を興す必要があるということである^(二八)。この谷の意図するところは軍事国家の形成であり、その国家は攘夷・復古の基本課題を実現しなければならぬといふのである。この構想は基本的にはまさに西郷派とふれ合つてみるとみてよい。しかも、その国家の実現を彼は土佐藩の統率のもとに行おうとしている。かかる統率者^(三一)政權掌握者の自藩への措定は、武士意識の一環をなすセクシヨナリズムの産物とみることができよう。かかる構想は、藩内の農民闘争に直面した藩政担当者間の分裂によつてついえ去つた。だが、それは郷土層からなる土佐古勤王党にひきつがれ、西南戦争への呼応という行動として現われた。

長州藩では、藩論を支配するにいたらなかつたが、鳥尾小弥太の次のような考え方は注目されねばならない。
彼はこう述べている^(三二)——

「今日の計は、断然武政を布きて天下柔弱輕兆の氣風を一變し、国家の獨立を全うする為には外国と一戦する

の覚悟を取るを以て上計とす、是れ国を興すの早道なり」、「此武政を立つるの方案は、先づ全国の租税を三分して兎に角其二分を陸海軍に費す事と定め、而して已に士族の常職を解きしものを従前に引戻し、全国の士族を配して悉く六管鎮台の直轄となし、厳格の法律を立てて之を制裁し、丁年以上四五十歳迄の男子は残らず常備予備の兩軍に編すべし。而して一家に一人も現役に服すべき男子なき時は情実を按じ、或は年限を限り、其禄を没して除族し、又平民の武事を好む者は其才芸器量を驗し挙て士族と為し、其同族の榮譽と士氣とを失はざるように訓導奨励すべし。而して全国一般の平民は屯田の法に倣ひ、処々に軍団を置き、男子の役に堪ふる者を冬春の候に挙げて悉く徵集訓練し、以て護国軍となし、全国男子の風教は所謂武士道を以て陶冶すべし」。そして「左右大臣中の一人は必ず大將を以て之に任じ、親しく天皇陛下の命を受けて海陸の大権を収め、以て此武政を統一すべし云々」

右の引用文は、「明治六年春夏の交、遂に一策を建て、之を西郷隆盛氏に説」き、西郷が「貴説一々同意せり」というところから明らかなように、鳥尾だけのものではなかった。それは西郷派によつて了承を与えられただけではなく、「常職」をとかれ特権を失いつつあつた士族層の共通の要求でもあつた。すでに早く、この長州藩の脱隊騒動は被髮脱刀および家禄削減に反対しての行動であつた。その基底に流れていたものは攘夷思想であり、攘夷のための武力国家の建設要求であつた。鳥尾の思考が、この脱隊騒動における意識構造の継承・発展であつたことは見易いことであらう。

以上述べたことから、非征韓派と征韓派との権力構造および政策体系のちがいは明らかになつたと思ふ。非征

韓派が「内治派」たる所以は、彼等が国家的封建的土地所有・政商資本と直接生産者・豪農商との階級対立という基本矛盾を緩和し、人民を統治体制にいかにくみいれるかという政策を構想しはじめたところにある。ただ、この政策転換が基本的には国内における人民闘争にもとづくとしても、直接的な契機としては何と云つても欧米資本主義の発展構造にふれたことから生みだされたことは明らかである。それゆえに、その政策転換の方向が、一方では国内における発展段階をはるかにとびこえた生産力||経済構造を創出することによって直接生産者を一層圧迫し、他方ではその生産力的基礎にもとづいて列強資本主義との植民地競争||アジア侵略にのりだす物質的基礎と政治的体制を準備した。これにたいして征韓派は、ただ列強国と日本との民族的矛盾にのみ着目していた。それは典型的には西郷||薩摩がそうであったように、遅れた経済的・社会的状況のために旧来の支配層の内部交代だけで旧態依然たる統治体制によって支配しえたという階級対立の潜在性のために、権力対人民という基本的階級対立関係の調整に政策を進める必要を感じさせなかつたことに起因する。そのために彼等は武士意識から全く脱脚してはいなかつた。かくて、彼等にとつての緊急の課題は、豪農商および直接生産者層の政治的・経済的自由の要求に應えることではなく、したがつてまた「近代」日本の創造ではなく、民族矛盾を解決することだけであつた。この課題にたいする認識の基調にあるものが武士意識であるかぎり、そこからでてくるものは「唯戦闘攻伐して海外に渡」(桐野利秋)ろうという排外主義||攘夷論であつた。

(一)『木戸孝允文書』第四卷三一九―二二頁杉山孝敏宛(四年二月一七日)参照。なお、二月二〇日杉孫七郎・柏村信・久保三宛書翰でも次のように書いている。「(前略)今日我開化日ニ進前仕外姿ニ御座外へ共熟々各国之形情ヲ察し外辺ニオイテハ前後緩急之措置大ニ齟齬仕外事モ可有之歟、必十年之後開化之弊モ出来可仕是又不得止之勢ニ御座外得共、着意無之テハ又国家一患ト相考申外、只管教育以テ忠義仁礼之風ヲ興シ、法律以テ是非曲直ヲ正シ千戴億兆ヲシテ不誤之基礎ヲ立外

事實ニ肝要ト奉存云々」（同上三二五～六頁）。同じ意味の書翰は例えば穴戸磯宛（五・三・二九）、柏村信宛（五・七・一）、内閣員へ贈りし書翰（五・八・？）、木梨信一宛（五・八・？）、長三洲宛（五・九・一八）等々がある。

(二)・(三) 『特命全權大使歐米回覽実記』第一篇四八～六三頁参照。この『実記』は、その「例言」によって知られるように「大使公務の余、及び各地回歴の途上に於て総て覧観せる実況」を書記官畠山義成・久米邦武に筆記させたものである。

(四) 右同書第二篇二七六～二七七頁。一行は五年七月一三日から八月二六日までロンドン、八月二七日から九月一日までリバプール、九月二日から六日までマンチェスター、九月七日から一〇日までグラスゴー、一日から四日までエディンバラ、一日から一八日までハイランド、一九日から二一日までニューカッスル各州の工場を見学しており、本文の部分は九月一日の記事中的ものである。

(五) 右同書第五篇一～二頁。ウイーンにおける「万国博覧会見聞記」中の一部である。

(六) 政権の構成要素がきわめて多元的であったことについては、多くの人によって指摘すみのことである。（遠山茂樹「有司専制の成立」―『自由民権期の研究』第一巻所収、井上清著『日本現代史Ⅰ明治維新』、藤田省三「天皇制国家の支配原理」―法学志林五四巻一・二号参照）。この点にかんして木戸孝允は、次のように書いている。「天下之諸侯も自分々々は免も角も、其藩々々に於ては功名の念勃々にて諸藩拳而賞論之事而已に成行、宇内之大勢を察し、皇国をして万世維持仕候など申辺之所作ぶりは毫も相見不申、唯々己に利を引候様之風習に相移り、却て人の非は探り人之能は妬み、人の悪は怒り、元米日本之人規模狭少と申処も可有之候得共、全其而已にも無之、大道之衰たれる処も可有之云々」と（大村益次郎宛書翰二年正月上旬―『木戸孝允文書』第三二三〇～四頁参照）。その木戸自身も、のちに明らかにするように、士族禄制を一挙に剥奪しようとする政策には頑強に反対した。そのことは、このすぐれた絶対主義官僚が、たとえ戦術的配慮があつたにせよ、士族の封建的特権の擁護者であつたことを意味するのである。

(七) 木戸は、明治元年四月三条・岩倉に宛てた意見書の中で「先朝鮮位は皇國板図に加へ申度其中彼へ日本府位は立不申ては不相成事と奉存候」（『木戸孝允文書』第三巻七四頁）と書いている。それは、元年正月の外交方針にかなする廟議確定直後に彼が出した対韓意見書―「朝廷の規模一定の上は遠く西洋の各国とも好親の約あり。各国の公使等も親しく天顔を拝するに至る。然るときは旧好の国と交を親敷するは不待言なり。況や朝鮮如きは近隣の国にして且旧好の国なり、故別に一价の使節を遣し、一新の旨趣を告げ互に將來往來せんことを望む」（『木戸孝允日記』）―での平和的修好方針といちぢるしく異つ

ている。このちがいは、戊辰戦争によって顕在化した「尾大之弊」をどう処理するかという新しい問題の発生・発展によると思われる。そのことは、彼が大村益次郎に宛てた次の書翰からも知られるであろう。(註六)とやや重複するが、文意をそこなわないためあえて引用しておく。すなわちいう―『天下之諸侯も自分々は兎も角も其藩々々に於ては功名の念勃々にて諸藩拳而賞論之事而已之は議論も無之其上旧幕之時よりも自然と驕氣は相募り藩力を以我儘等相応に朝廷へ申立名義と歟名分と歟喋々申候も多くは声而已に成行宇内之大勢を察し、皇国をして万世維持仕候など申辺之所作ぶりは毫も相見不申唯々己に利を引候様之風習に相移り、却て人の非は探り人之能は妬み、人の悪は怒り、元来日本人規模狭少と申処も可有之候得共、全其而已にも無之、大道之衰たれる処も可有之、第一大政官に於ては肝要なる会計之目的も今に相立不申、是亦今日之姿に而は日本も太政官も会計に而つぶざされ候様相成可申……依而益切迫に存込申候は軍務に於て大方略第一決に相成先函館之一条御平定に至候はば海陸之処於朝廷稍御備被為立唯偏に朝廷之御力を以主として兵力を以韓地釜山附港を被為開度是元より物産金銀之利益は有之間敷却而御損失とは奉存候得共皇国之大方向を相立億万生之眼を内外に一変仕海陸之諸技芸等をして実着に走らしめ他日皇国をして興起せしめ万世に維持仕候処此外に別策は有之間敷云々』(『木戸文書』第三卷二三〇～四頁参照)と。この木戸の征韓論は、のちの西郷の征韓論の論理と全く軌を一にしている。彼は、岩倉大使一行に加わつて洋行する直前まで強硬にこの方針を主張しつづけていた。彼は四年一月七日、日記にこう書いている。―「又参朝ス、朝鮮へ一着手スル戊辰已来ノ一策終ニ欲果」と、また九日にも「岩卿ニ至リ、条公・西郷・大隈・板垣等ニ会ス。且朝鮮へ着手ノ順序ヲ論ズ」と。木戸の征韓論は、反抗勢力の目をアジアにむけるというただ国内政治上の戦術としてだけ評価することはできない。その後の征韓派にしても征台断行にしても、一応は国内の人民闘争および反抗士族の懐柔にあつたことはたしかであるが、それがアジア侵略という方針として形成され、一九四五年の敗戦まで一貫した国家目的にまで展開される原点となつたことを忘れてはならない。つまり、列強の圧迫によつて覚醒された日本が、直ちに、逆にアジアの強盜として世界的状況に積極的に参加し、世界史の方向を規定する役割をになうにいたつた原起点として銘記する必要がある。

(八) 伊藤は会津落城後直ちに「北地凱旋ノ軍隊ヲ処スルノ策」(元年一〇月一七日)を政府に建議した。いう―「此機ニ乗ジ、東北凱旋ノ兵ヲ改テ朝廷ノ常備隊ト為シ、總督・監軍・参謀以下皆至当ノ爵位ヲ与へ、之ニ兵士ヲ司ラシメ、兵士ニモ亦班秩ヲ付シテ各其ノ所ヲ得セシメ、而シテ大ニ歐洲各国ノ兵制ヲ折衷シ、以テ新ニ我兵制ヲ改革シ、朝廷親シク之ヲ統御センニハ(中略)内ハ不逞ヲ制シ、外ハ万国ニ対シテ恥ツルナカルベシ」と(『伊藤博文伝』上巻四一〇～一三頁参照)。大村も

「藩々ノ差別ナキ親兵ヲ編シ、以テ常備兵トセン」(『大村益次郎先生伝』)と奥羽平定前にすでに「親兵」制を構想し、さらに発展して徴兵制を構想したといわれている(山県有朋「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」——『明治憲政経済史論』所収三八六頁)。この大村の素志が徴兵令制定として完成された(井上清著『日本の軍国主義』I第二編第一章参照)。

(九) 拙稿「明治初年農民一揆発生件数表」(日本近代史辞典付録)、小野道雄・土屋喬雄編『明治初年農民騒擾録』参照。

(一〇) 『木戸孝允文書』第四卷三〇頁、植村正直宛明治三年三月三日。

(一一) 右同書第四卷一六七〜八頁、三条実美宛三年二月一日。彼は吉富簡一に次のようにも書いてある——「人民安着之御手段本氣に御世話無之而は往々之処実如何と深く苦慮いたし候。士族之不平と違ひ農民との情実におゐては無理からざる事も不少、呉々も此処は御実を以安堵に至り候様御誘導之辺肝要と相考へ申候云々」(四年三月一日)。

(一二) 木戸はその意見で次のように述べている。「今日ノ急務ハ先大令ヲ布キ、其五条(五ヶ条の誓文のこと)ニ基テ条例ヲ増シ、典則ヲ建テ以テ後患ヲ防ギ、且ツ務メテ生民ヲ教育シ、徐ルヤカニ其品位賤劣ノ地ヲ免レシメテ以テ全国ノ大成ヲ期スルニ如クハ莫キナリ。人民品位既ニ高クシテ政事家方ニ其際ニ投ジ、意ヲ国家ニ尽サバ将来ノ幸福モ亦多カルベシ。万一徐ルヤカニ大成ヲ期スルコト能ハズシテ一二ノ賢明独り其身ノ利達ヲ要シ民意ノ向背ヲ問ハズシテ只管功名ヲ企望シ要路ノ一局ニ抱リテ威權ヲ偏持シ、万緒國務ノ多キ毎事之ヲ文明ノ各国ニ擬似セント欲シ輕躁之ヲ施行セン乎、国歩ノ運厄以テ累卵ノ危キヲ招クベシ」、故に「今日ノ急務先ツ政規典則ヲ建ルニ止マル所以ナリ」と。彼はまた別の個所で次のように書いている。「君民同治の憲法に至ては、人臣の協議に有らざれば同治の憲法と認めざるは固よりなり。今我天皇陛下勸精整治而て維新の日尚未だ浅く、智識進昇して人民の會議を設るに至るは、自ら多少の歳月を費さざるを得ず」(『松菊木戸公伝』下巻一五六〇〜七一頁参照)と。この二つの引用から知られるのは次のことである。先進資本主義諸国においては、「人民一致協合其意を致す」ために「議士」の議會を設けているが、これこそ政体の理想図でなければならぬ。しかし、人民の知識が「進昇」していないわが国においては、いかに君民同治に基本をすえているとしても、まだ議會を開設すべきではなく、将来開設する方針だけで充分であると。この木戸の考え方は、のちに述べる大久保に引きつぎれ、実践に移された(憲法制定のための政体取調掛設置)。木戸の久保の発想は、明らかにヨーロッパ資本主義国の政治体制に開明され、また人民闘争をどう懐柔するかという二つの要因を基礎としていた。その人民闘争については、帰国早々の大久保は「処々方々、或ハ徴兵ノ為トカ、或ハ徴租ノ為トカ、一揆蜂起、是ハ如何ニモ源因有之体事カ」といいその鎮定方法について苦慮してい

た(『国憲編纂起源』)。その場合にも彼等の思考の特徴が、絶対主義専制をどのように機構的に保証するかという点にかかっていたことを見落してはならない。

(二三) 『大久保利通文書』第五、五三〇―六四頁。大久保の反対意見は、(一)「布令の意を誤解し、或は租税の増加せんを疑念し、辺隅の頑民容易に鼓舞煽動され騒擾を起す」という不安な国内状況であること。(二)政府の費用が莫大に上っているのに今又征韓の拳を起せば「重税を加へ或は償却の目算なき外債を起し、或は償ふこと能はざるの紙幣を増出」することになり、それは又「大に人民の苦情を發し終に擾亂を醸」すことになる。(三)「海・陸・文部・司法・工部・開拓等」の政府事業はやつと緒についたばかりなのに、いま「無要の兵役」を起すことは政府の事業を中絶すことになる。(四)いま戦端を開けば「内国の壯丁外に苦み内に役せられ」て「内国の物産を減少し、且船艦彈藥銃器戒服」を外国から輸入しなければならぬから輸入が夥多となり「内国の疲弊」を招来する。(五)朝鮮と戦端を開けば、この機に乗じてロシアが樺太を占領するであろう。(六)イギリスから莫大な外債を仰いでいる現在、もし戦端を開いてそれが返済できないことにもなれば、イギリスは「内政」に干渉してくるであろう。(七)我が国の内政がまだ整備されないのに、いま戦端を開けば英・仏等は「彼が従民を保護」するという口実で駐兵してくるであろう、という諸点からなっている。この意見書の基調にあるのは、「国内の産業を起し輸出を増加し富強の道を勤め」、さらに体制を整備することが先決であり、そうでなければわが民族の独立がおびやかされる、ということである。

(一四) 大蔵省官僚は対内統治先行論を早くからとなえていた。たとえば、のちにみるように、士族禄制処分のために外債募集にアメリカへ出かけた。その行動は、明らかに旧政策体系からの脱皮を示すものとみてよい。だが、征韓派のみならず他の多くの官僚たちは、決して洋行派の意識水準にまで達してはいなかった。われわれは大原重実の次のような岩倉宛書翰(六年一月二日)にその典型をみいだすことができる。「内地も追日開化之進歩は兼て日誌及新聞にても御承知有之、御帰朝之節は定て御驚愕之事ども多く可有之」として彼は太陽曆の採用と礼服の洋式化をあげ、「如此内外上下一般開化の世界と相成候儀恐悦の至と存忝」と(『岩倉具視関係文書』第五、二一五―六頁)。これこそまさに木戸のいう「真之文明ニアラズ」という類のものであった。

(一五) 『大西郷全集』第二卷七五頁、「自由党史」(青木文庫)第一冊六五頁。征韓派には二つの異った勢力があったことは、かつて指摘したことがある(拙稿「士族民権の歴史的評価」明治史料研究連終協議会編「民権運動の展開」所収参照)。

しかしここでは課題の性質上、士族反乱に直接つながる征韓派として西郷派の論理にのみを取上げた。

- (一六) 井上清著『日本の軍国主義』Ⅱ、圭室謙成著『西郷隆盛』（岩波新書）・『西南戦争』、大江志乃夫著『明治国家の成立』等参照。

(一七) 『大西郷全集』第二卷四二一頁以下、島津久光書翰。かかる動向にたいして大久保利通は苦慮し木戸孝允に次のように書いている。「(前略) 兵隊之処置其中を以弛張いたし候次第甚込入候。不知々々其大患とする処之弊ニ陥り候而は誠ニ朝廷之御為不可言大害たるハ不及言乍不及是迄両寡君其之趣意も水泡画餅と相成候事ニテ実ニ腸寸断之心持ニ御座候云々」(元年一月二四日付、『大久保利通文書』第二四九〇～一頁参照)。かかる討幕凱旋将士の「驕気」(註八参照) Ⅱ「尾大の弊」はけつして薩摩だけのものではなく、雄力討幕諸藩の一般的傾向であった。長州藩では、それが脱隊騒動として現われ、土佐藩では四国会議として現われた。ただ、長州藩は、脱隊騒動をのり切り、土佐藩では後藤板垣らに率いられた城下士と郷土層とが分裂したことによって西郷的体制は実現しなかった。この動向の相異についての大江氏の分析はきわめて示唆的である(前掲書六九一七〇頁参照)。

(一八) 『大西郷全集』第三卷伝記六四七頁。禄制改革によって、旧門閥の世禄は元高の八分の一に削減され(削減高一七万九、九三一石)、逆に城下士は定限二百石と定められて六万九、五九八石が増禄され、さらに郷土も新一、五三五石が増給された。このことは、門閥士が私領地の領有権を奪われたばかりでなく大きく削禄され、かえって下級武士層や郷土層を手厚く保護しようとしたことを示す。だが、同時に城下士と郷土との間には身分的にも禄高の上でもきびしく差別されたことを注意しなければならない。こういう体制によって、彼等はたとえ最も利益の多い砂糖の専売権を士族の商社に握らせようとはなかった。それはたしかに井上氏のいわれるように、「官僚が中央金庫の充実と商業資本家の保護にやっきとなっていたのにたいしもっぱら地方士族の生活を心配している西郷の姿」のあらわれにはちがいがなかったが、その規定だけでは充分でない。

- (一九) 大江氏前掲書六四頁。

(二〇) 拙稿「反氏権論とその基盤」(立命館経済学第五卷六号、第六卷一号)

(二一) 『西南記伝』上の一、三三一頁、この志向については次項(Ⅱ) 諸反乱の要求および第三節でより明確になろう。

(二二) 『岩倉公実記』下巻六八二頁、この点を政治学および政治史的に論理化したものととして藤田省三氏の前掲稿は逸す

べからざるものである。

(二二) 桐野利秋と野津鎮雄は、徴兵二大隊をひきいて三年九月返京してしまつた。こうした行動にたいして、木戸孝允はこう書いている。「西隅之一条は実に可歎如此体勢故始終上之方も多ははは是へ氣兼之氣味有之、万端彼流儀に不落入而は御発行も六ヶ敷姿、元より大久保なども彼藩へはいれられざるに相違無之、……強弱衆寡によりて所致いたし候様に而は國家之大典何を以相立候哉愚人と雖も解し易き事に御座候処堂々たる先生顔に尽如此事を申出し候而は実に不堪慨歎候」と(『木戸孝允文書』第四、一二八～九頁井上馨宛三年一〇月二五日)。

(二四) 『大隈文書』第一卷三十七頁。その第二〇では「開國の道は早く立たき事なれとも外国の盛大を羨み財力を省みず漫に事を起しなば終に本体を疲らし立行へからざるに至らん。此渾蒸氣仕掛の大業鉄道作の類一切廃止し根本を固くし兵勢を充実する道を勤むべし」ともいっている。

(二五) 四年六月二五日西郷は木戸とともに参議に任ぜられた。それよりさき、勅使一行の要請にんえて歩兵四大隊・砲兵四隊を率いて上京した。その上京にあたって西郷派は年来の構想を実現しようと決心していた。そのことは次の書翰から知られるであろう。「この節相調はず候はば、御国元にて国中と相約候折、切断に相究居候間迎も逃出しは出来申さず、山に入り候儀も相塞り、いづれ地に入候外之れなく候故、承諾仕候」(七月一〇日桂四郎宛書翰)。西郷は「隊中」と「相約」した政体実現のために参議就任を「承諾」した。この西郷参議実現によつて「俗吏も余程落胆いたし濡鼠の如く相成」り、「衆浪は私一人に留まり申すべしと最早明らめ」て、西郷は突進しようと決心した(同上)。かかる西郷を参議にまつり上げたのは、自らの軍隊をもちえていなかった中央政府の廃藩置県というさしせまつた大事業の完遂のためであった。だが、その戦術的配慮よりも、基本的には木戸「大久保派が武士層の諸特権を根底からくつがえすだけの確乎たる政策を構想していなかった」ということによる。

(二六) 『大西郷全集』第二卷『西郷南州選集』下巻。

(二七) 『谷干城遺稿』上巻二〇九頁。

(二八) 右同下巻二六～三七頁「兵暇小言」

(二九) 『得庵全書』五九七～九頁。

(三〇) 『西南記伝』上巻一附録桐野利秋実話

〔I〕 諸反乱の要求

(A) 諸反乱の政策的背景

征韓論は、さきに行ったように、士族独裁派と開明派官僚群との政策対決であった。その対抗の結果として、士族独裁派が権力機構から排除されたのちの政権は、全く開明派官僚の独裁として現われた。その指導層は、いふまでもなく、大久保利通と木戸孝允およびこの二人のブレンから構成された。この二人に代表される開明派官僚は、戦術上の対立はあつたけれども、日本絶対主義を世界的発展段階に対応させるために政治的・経済的編成替を行うこと、そしてそれが日本の当面する基本課題であるという点では一致していた。

ところで、その政策展開の基本的性格は次の点にある。第一、憲法制定方針の明確化。これはさきに行ったように、絶対主義の政治⇨権力構造のたんなる「近代」的編成がえである。つまり、大久保の「立憲政体にかんする意見書」^(二)が示しているように、全人民の政治参加⇨近代民主主義的政治形態の実現を意図したのではなく、あくまで絶対主義権力による統治という基本方針を堅持しつつ、この方針を底辺にまで浸透させるための機構改編をねらつたものである。第二、殖産興業政策と地租改正の具体化。この二つの経済政策は、絶対主義の新しい次元への飛躍のための経済的・政治的基礎を確立する抜本的施策であつた。地租改正は基本的には絶対主義の財政的基礎を確立することを課題としていた。それゆえに、税率算定においては一応近代的形式をそなへながら、^(三)実態は旧封建貢租の統一的継承のための強権的措置を伴つたのである。そのためには、旧来の農民保有地に私的所有権を認めて領主権⇨国家的所有を廃棄する方針がとられねばならなかつた。地租改正が士族層の地主化を体制的に阻止し私的所有を承認したのは、「事実上の農民的土地所有」の発展を一応の前提としたことは否めない

が、それよりもむしろ財政的基礎の確保⇨収奪強化という方針にもとづくのであり、ここにこそ地租改正の歴史の意味があつた。この収奪強化方針は絶対主義の構造改革の随伴物であつた。地租改正のかかる性質は、高率金納地租という具体的内容を伴つたため、農民の商品生産者化乃至窮迫販売を強制した。この事情は農民層の分解を促進したが、しかしこの分解は当年の生産力的発展段階に規定されて、地主・小作関係の全国的拡張と深化をもたらした。つまり、旧式の手工的労働用具による労働⇨生産過程では高率地租による収奪によって直接生産者には剰余生産物⇨資本蓄積が不可能であり、剰余生産物⇨資本蓄積の可能な生産者⇨豪農層は経営の拡大化よりも小作料に寄生するための土地投機に貨幣を投下した。こうして、地租改正は他方では寄生地主制を發展させる条件をつくりだした。この地租確保による財政的基礎の強化を前提として殖産興業政策が推進された。これは、織物業・製糸業に萌芽しはじめたマニユファクチュア経営を先導とする自生的商品生産⇨商品流通および先進資本主義の「商品という名の砲弾」(マルクス)の衝撃によって、それらに対抗する資本の本源的蓄積⇨上からの資本主義化の意識的強行政策であつた。それは、あくまで絶対主義政權に照応する官営軍事工業および官営ないし特権的政商資本による鉱工業の育成を第一義とし、民間産業も地主⇨商人資本と華士族層の貨幣⇨資本の産業資本への転化を助長することによって輸出振興をはかり、同時に絶対主義の社会的・階級的基礎たらしめる政治的意図をひめたものであつた。^(四)第三、封建的諸特権の廃止と士族独裁派の地方権力からのしめ出し。これは、徴兵制の拡充・廃刀令・秩禄処分・地方官會議創始・区戸長の官吏身分化という一連の政策によって特徴づけられる。徴兵制度の進展は士族の「常職」からの離脱であり、廃刀令はのちにみるように特権身分⇨意識にたいする徹底的攻撃・破壊の宣言であつた。そしてまた何よりも秩禄処分は、士族層の経済的特権の剝奪として最も手痛

い打撃を彼等に与えた。内務省の創設と同時に整備・治安制度が補強され、そのうえで地方官の中央政府への下屬化を強化し、区戸長層の官吏身分化によって絶対主義的官僚統制が強化・拡大された。

こうして、絶対主義の政治的・経済的編成がえは、政変前の武士の特権との妥協政策をかなぐりすて、積極的・意識的に武士の特権を破壊するものとして現われた。

(B) 反乱軍の要求と意識構造

非征韓派は、征韓派に結集した政治勢力を権力機構から追放し、彼等のかかげる政策と異った新しい政策を展開しはじめた。この事態の進行は、征韓派の反乱を必至化させるものであった。士族反乱が征韓論決裂後に継起したのは当然であったといつてよい。では、反乱軍は基本的には何を要求していたのであろうか。その要求はおよそ二つに概括することができる。一つは征韓の即時断行であり、二は武士的諸特権の回復＝士族独裁国家の樹立である。そしてこの要求の基調にあったのは、民族的危機意識＝幕末以来の攘夷論である。

(a) 征韓要求

政変後の最初の組織だった武装反乱は、征韓党五千・憂国党一方の組織兵力による佐賀の乱である。この反乱の中心的要求は、征韓の即時断行であった。七年一月の征韓党の政府への建白書には次のように書かれている。征韓論の決裂＝敗退は「臣等憤慨の至に堪へず、是を同志に謀る。二十日を出でずして会計・兵器略ぼ備はれり。同志の士、既に数千人に及べり。切に希くば、征韓の廟議至急御決定被遊、臣等を以て其の先鋒に命ぜらるれば、何の幸か之れに如かん。是、臣等区々の微忠なり。法律を顧みず猥りに兵を聚めし所以のものは、国家の為に未曾有の大辱を雪ぎ、自ら充実する確証を表せんと欲してなり。是を以て嚮の国家微弱の御疑念の御水解被遊、

速かに朝鮮へ御出師之御廟議御決定被遊度泣願候^(五)」と。この建白は、開明派の国力充実ののちはじめて征韓は行うべしという主張に對置されたものである。だから論理の運び方は「二十日を出でずして會計・兵器略ぼ備は」つたという状態を強調し、この佐賀征韓党の結集状況をよりどころにしてかかる状態が全国的にも可能だと断定し、その可能性を前提として直ちに征韓を断行せよという三段論法方式である。しかもこの発想が、「国力」の充実を征韓のための「會計・兵器」の充実と同置するところから生まれていることを見落してはならない。このような考え方は、すでにみた西郷派体制^{||}士族独裁政權の構想と全く軌を一にするものといつてよからう。彼等が自ら征韓の「先鋒」をうけたまわろうとするのは、内治派にたいする武力の誇示であり、端的には桐野利秋のいう「土百姓」兵^{||}徴兵制にたいする不満からでた挑戦状であつた。このことは、反乱軍がすべて尊攘・討幕派からなりたつていたという組織的特徴からも明らかであろう。かくて、佐賀の乱は政治的理念やその党派のありようからみて、西郷派征韓論の落し子であつたといふことができる。その場合、人はこの反乱の領袖江藤新平が、反乱直前、「民撰議院設立建白」(七年一月一二日)署名者の一人であり、自由民権派と同穴していたことに驚くかも知れない。だが、江藤を一時的にせよ、わが国最初のブルジョア民主主義革命たる自由民権運動の担い手として理解することはできない。彼が、佐賀征韓党の首領にかつぎ出されたのが一月一六日。このわずか五日間の転身は、彼が四年五月五日岩倉具視に建言した次のような対外策を考慮に入ればあながち不思議ではあるまい。彼はいう——英・米・李・魯と親交を結びつつ、将官一千・士官二万・精兵五十六万・軍艦三十隻を目標とする五カ年計画をたて、その武力を背景に對支貿易を盛んにし、進んで大陸を略取し、朝鮮・支那を「我が掌握に歸し」、「北京を我が永世の帝都とする」ことを考えよ^(六)と、将官・士官・精兵が「土百姓」からでなく、士

族層からの補充として構想されていたことは、いうまでもない。この対外策からは一片の民権論さえよみとることはできない。あるものは、まさに土族独裁と武力征服論だけである。この基調をなすのは、「国家のために未曾有の大辱を雪」がんといい民族の危機感である。彼が西郷とともに征韓派の一翼をになう必然性は、この「対外策論」からひきだされる。と同時に、佐賀征韓党領袖への歩みも、また必然であった。だから、征韓党領袖として満岡勇之助の起草文に自ら添削した征韓党「決戦之議」（七年二月一三日）が次のような内容を盛っていたのも当然であった。すなわち、いう――

夫国権行わるれば、則民権随て全し。之を以て交戦講和の事を定め、通商航海の約を立つ、一日も権利を失へば国其国に非ず。……嚮に朝鮮我國書を擯け、我國使を辱むる、其暴慢無礼実に言ふに忍びず。上は聖上を初め下は億兆に至るまで無前の大恥を受く……嗚呼国権を失ふこと実に此極る。（中略）是を以て同志と謀り、上は聖上の為め下は億兆の為め敢て万死を顧みず誓て此の大辱を雪がんと欲す。是蓋し人民の義務にして国家の大義、而人々自ら以て奮起する所なり。^(七)云々

この行文からうかがえるものは、武力侵略による国権拡張論だけである。国権拡張は、本来的には、個々の人民の政治的・経済的自由に民権の伸長によつてはじめてその強固な基礎をもちうるものである。それが、この「決戦之議」では全く顛倒している。この顛倒こそ、実は土族反乱に共通する思考様式である。右引用の省略した箇所にある次の行文――「苟も国として如斯失体を極めば是よりして海外各国の輕侮を招く、其底止する所を知らず。必らず交際・裁判・通商凡そ百事皆彼が限制する所と為り、数年ならずして全国の生靈、卑屈狡猾遂に貧困流離の極に至る鏡に掛けて見るが如し」。^(八)ここにその顛倒の典型をみることが出来る。この顛倒のゆえに、いた

ずらな武力誇示と侵略とが「国力」の充実として認識されるのである。

こうした考え方は、佐賀の乱だけのものではない。西郷派は、もつと端的にそれを主張している。その典型を、われわれは『評論新聞』の「征韓論」（八年一月）にみいだすことができるのであろう。そこにはこう書かれている。かつての「朝貢属島」であつた朝鮮が、日本政府の行つた朝鮮海域測量を妨害し、また「国使書翰に對し無礼を加え」、「大日本帝国」に無礼を働いた、これほど大きな「恥辱」はない、「是れ条理伐つべく形成伐つべし、今日の機会を失ひまた何の時にか其問罪の師を起さんとするや」と。朝鮮海域の無断測量を合理化し、国書を擯けられたことにたいする憤激は、朝鮮がかつての「朝貢属島」であり、しかもいまの朝鮮の「人民は輕薄怯弱にして持国の勇なく、廉恥の気なく、一個の拳石を投ずれば、皆自ら斃るるの徒」ばかりであるという優越意識から生まれたものである。^(九)この優越意識が征韓論の根底に流れていた。この優越意識を、わたしは別の機会に、士族^(一〇)_{士族}^(一〇)武士意識の國際的延長だと規定しておいた。だから、征韓論は武士意識—士族独裁政權構想とつねに密接に結びついていたといつてよい。

熊本敬神党^(一〇)神風連の乱も、一見その主要な要求が「神州固有の良法」を廢し「国勢を削弱」する禁刀令にたいする反対だけのようにみえるが、けつしてそれだけではない。敬神党の首腦の一人、加屋齋堅の禁刀令發布（九年三月二八日）直後の元老院にたいする建言には次のような一節がある。「神皇の民たるもの仮令、荷戈提劍天下に充滿すとも其実陸軍の兵權を強くし、廟算を多くし、緩急実用に備」へ「外夷の難を制」して「内以て保安し、外以て万国と対峙せん」と。ここに底流するのは、ただ帯刀要求だけでなく、帯刀^(一〇)士族の団結を堅くして「外国の命令を受くるに至らん」とする狀況を断乎として排除するという意識である。それは、加屋の大先輩

である同じ林檎園門下の河上彦齋が「同志を朝鮮に遣はし、貨物を輸出し、又は大阪に販商して壯図を挙ぐるの資を求め」、また蝦夷の開拓によってアジアを征服する足がかりにしようとした遺志の継承にほかならなかった。

もともと敬神党の反乱が、「神勅を奉じて奸吏を誅し、熊本城に抛りて義旅を募り、機に乗じて師を輩轂の下に行り、内は奸臣の専横を罰し、外は黠虜の傲慢を責め、皇威をして八表に光被せしめん」という意図をひめた蜂起であつただけに、それはただ禁刀令というただ一点をとらえてのものではなく、禁刀令をもふくめた六年政変

後の新政策体系の全般にたいする反抗であつた。そのえがく体制は、征韓派の政策体系につらなるものであつた。

神風連の「上聖上を輔弼し奉り、下万民を保全して専ら外邦の侮を禁ぎ、海内の治平を致」さんとする具体策は、

「刀剣」^(一三) 土族独裁とそれを基盤とする征韓断行であつた、とみてよい。

敬神党と一応連繫をもちながら蜂起した秋月の乱は、史料上の制約から、いま明確にその要求をつきとめえない。

だが、断片的な諸史料を綜合すれば、『西南記伝』の「宮崎重遠を始めとし土岐（政澄）・戸原（文意）・今村（増賀）等の徒、皆国権拡張を主張し、征韓論に賛成するもの。故に其暴発の主因は寧ろ征韓論の破裂に基

（一四）

く」という記述は適當であろう。だからこそ、秋月党の首脳の一部が佐賀征韓党と結んで佐賀の乱に呼应しよう

としたわけでもある。豊津の決戦に決死隊の一員として奮戦した白根信太郎が次のように書いたとき、それは六年政変後の政策体系に反対し、征韓派への親近性をうたつたものといつてよい。すなわちいう——「嘗遭王政維

新期、豈凶皇威日衰弱、国権誤落讒譖徒、朝令暮改紊帝謨、衣冠文物一朝滅、九土空為腥氈区、妄唱共和文明説、胡冠洋帽学馱舌、漫興工作倉庫空、横賦暴斂殫膏血云々」^(一五)と。ここにわれわれは、強烈な反開明派意識をよみと

ることができよう。

萩の反乱は、明確に征韓断行を要求してたつた。反乱の直前、首領前原一誠は清水清太郎に蜂起の理由六カ条をあげ、その中で征韓問題について次のように述べている。「六年の征韓論も亦上古神聖の意図を継ぎ、以て國家の大計を定めんとするに在り。然るに政府之を省せず、徒に韓國を懐柔するに独立國たるを以てするに於ては、清國之を占領せんとし、露國之を併吞せんとし、其極戦端を開かずんば止ざるべし。又韓國にして羽翼既に成らば其反覆常なき、旧恩を忘れて義を敵視するに至るや必せり。是れ豈一屬國を失て三敵國を得るものならずや。

(一六)

今に於て宜しく問罪の師を興し、之を我版図に復せしめ、而して後可なり」と。ここには、六年の征韓論の論理が全くそのままの形で再現されている。しかも、彼のこの征韓論が、「王土王民制」的國家観とそれをささえる士族独裁制の派生物であつたかぎり、西郷体制と論理とを忠実に継承していた、ということが出来る。

思案橋事件Ⅱ永岡久茂等の反乱も、全く上述の諸反乱とひとしく征韓論を要求していた。反乱加盟者のうちの永岡久茂・満木清繁がその首脳部を占めていた当時の『評論新聞』は、わたしがかつて指摘したようにもつとも強硬な国権拡張論Ⅱ征韓論を展開していた。たとえばこうである。「今日我国旧来の面目を一変し、大に海外に着眼し、遂に東洋に雄視するの計算を思考するの際にして、小弱を懷撫すること急務」(四三号)であり、そのためには「卑屈頑迷」な朝鮮を「日本の版図に帰す」(八号)ことが先決問題だ、といった調子である。

西郷の反乱が、征韓論の決裂を基因としていることはいうまでもない。桐野の直話『桐陰仙譚』にはこう書か

(一七)

れている。「西郷並に野生の見る所、始終一徹異るなし。唯此日本島は之を開くを欲すべく、之を維持せんと期す可らず。進んで海外を伐つにあり。退て此國を守る可らず」。「海外を伐つ」ことが日本を維持・発展させる唯一の方法であるというとき、「伐つ」べき当面の対象が朝鮮であつたことはいうまでもない。それは、桐野の

「大に征韓の議を主張する其意復た斯にある也」という言葉から容易に知りうるであろう。西郷派にとって征韓論は、すべての政策体系の中心をなしていた。だから征韓を断行できないような政府は、彼等にとっては「女兒輩群立」する状況としてとらえられ、かかる「今日の政府の救済」は「西郷並野生身文武の要路に立ち内外利害のある所を以て身命を投じ」て「征韓の拳」をなす以外に道はないと判断された。「其国体たるや各国異同ありといえども、之を要するに唯だ一国自主自立毫も他国の索制を受けざるにある。今や地球上、万国森羅星列、大は小を侵し、強は弱を凌ぐ亦自然の勢なり。……欧米各国の我国に於けるや、一に泰西公法の条規を頼むに非ざるは何ぞや。互に人民を管轄する無く、或は正を仮商し、特権を以て或は戍兵を開港の地に置く、……我を夷狄野蠻を以て遇するに非ずや……豈に皇国千古之大恥たらずや。今これを甘受して天下一人興起する者なきは何ぞや。……断然奮起以て国体を維持し、綱紀を拡張し、冀くば今日の屈辱を變じ以て他日彼に加えん。嗚呼今日の形勢豈に有志輩一日と雖も碌碌光陰を費すの時なる哉」^(一八)——私学校党のこの確議は、さきの西郷桐野の方針の党としての確認であった。かくて、国権回復のための征韓論——対外硬が西南戦争をつらぬく一本の赤い糸となつたといつてよい。

右にみたように、佐賀の乱から西南戦争に至る土族反乱をつらぬくものは征韓断行の要求であった。これらの征韓論は、系譜的には全く六年の征韓論につらなつていた。だから、その征韓論は、ただ朝鮮を略取することだけが終局的目標ではなく、征韓断行のための権力構造および政策体系の変更という政治戦略と緊密に結びついていた。

では、反乱派のえがく政策体系および権力構造とは一体具体的にはどのようなものであつただろうか。

(C) 武士的特権の回復要求

士族反乱の直接の契機は、さきにもいったように、開明派絶対主義官僚の封建的_二武士的諸特権の剥奪強行にあった。だから、当然のこととして、反乱をつらぬくいま一つの要求は武士的諸特権の回復であった。

佐賀征韓党は、さきにも書いたように、江藤の対外策の延長線上に生まれ、征韓派の一翼になつていた。その誕生の経緯からみて、佐賀征韓党が士族独裁政権を構想していたことは明らかである。その点を、われわれは征韓党と行動を共にした憂国党の「申合書」のなかに明瞭に認めることができる。^(一九)すなわちいう。「輩轂の下物

騷に付、何時も馳上り鳳輩を守護し、御私邸を守護する為、有志の面々集会」し、「皇国の為、旧藩の為、天下蒼生其外次第を推せば一区一村の為、家の為、身の為、奮慨を起」すことが憂国社結党の「名義」であり「立志」である。ここにかかげた「名義」および「立志」の趣旨は、端的にいえば、国家の危機存亡をすくい国権伸張の役割を担いうるものは憂国社_二士族だということである。だからその「申合書」の末尾には「武士の本職なきは大政府の御定なれども、人々国家の為め忠奮義烈を踏めば皇国志士の本意たるべし」とつけ加えられているのである。彼等は「常職」をとかれたことを唯々として承認してゐるのではない。「本職」ではないけれども一度「忠奮義烈を踏」むことよつて「志士」の面目を回復しようとしてゐるのである。その面目をほどこすために「名義」と「立志」とがかかげられたわけでもある。憂国党首島義勇が蜂起中の二月、僧信道に托した朝廷への奏上文の一節に次のような個所がある。すなわち、「中興の御大業に相成、五方の人民目を拭て信賞必罰、万機其処を得、神世質朴の風被復候半と希望罷在候処、豈ん恩賞不当、刑罰顛倒、奸臣専横……無功無頼の奸才を挙げ、夷蛮の習風に心酔し、開闢以来未曾有の苛政暴法、重劔被相行、外国の黠奴を親む父兄友師の如

く、華士族及人民を待つに讐敵の如くし」として開明派絶対主義官僚に最大限のにくしみをぶちまけ、征韓党とともに「無礼の朝鮮国を御征討被成候は勿論、支那、露西亜其外たりとも我の臣僕とする御目途を被為立」よう要求するとともに、「中興の諸元老を厚く御慰諭の上御登用、内は御仁徳を被為施、外は御武威を被為張、封建郡県並び行われ」るよう請願している。⁽¹⁰⁾この引用から知られるように、要求されているのは「封建郡県」の並置であり、それによつてはじめて「武威」を海外に輝やかすことができるというのである。「封建郡県」の並置は、いうまでもなく、封建体制の一部温存ということであり、具体的には家禄制度および家臣団の維持ということである。

神風連の場合は、もつと極端な形で要求がつきつけられていた。加屋齋堅は蜂起の檄文に次のように書いてい⁽¹¹⁾る。「夫れ政府文武官吏の職任たるや、上聖上を輔弼し奉り下方民を保全して専ら外邦の侮を禦ぎ、海内の治平を致すべきものたるに、却て醜虜に阿諛し、我国固有の刀劍を禁諱し、陰に邪教の蔓延を慫慂し、終に神皇の国土を彼に売与し、内地に雑居せしめんとするのみならず、畏くも聖上を外国に遷幸なし奉らんとするの姦謀を旋らずと聞く、其大逆無道神人共に怒る所の国賊たるや更に弁を待たざるなり」、ゆえに「神勅を奉じ諸国同盟の義兵と共に姦邪の徒を誅鋤して以て皇挽運回の基を開かん」と。この檄文は、開明派とその政策体系を痛烈に批判し、「羈旅の官吏は文武を問はず、巨魁と同視し擧にすべし」と断乎たる討伐方針をうたっている。彼等の要求するところは、神道の国教化、帯刀、断乎たる撲夷であり、それらはいずれも武士による朝憲確立であった。刀劍こそ「国家を守るの重器」であり、「刀劍を廢ては固有の皇道何を以てか興復すべき」という意識の基底には、武士こそ政權を担うべき唯一の階級だといふ考えが流れていた。⁽¹²⁾「近事評論」がこの反乱の意識構造を「守

旧の一点に在りて即ち封建武治なり」と指摘しているのは、まさに的をいたものといふことができる。

萩の乱においても事情は同じである。反乱の理由について前原一誠はこう語っている。「我二千年來固有の王土王民制を破壊」する「無学無恥の俗吏輩」は「断じて之を賊」となすべきである。しかも「士族の常職を解き、禄券を製するや、廟議蓋し士族困頓して不平を鳴らすものあらば之を討滅するに兵力を以てするに在り」というが如きは無暴もはなはだしい、かかる政府と政策に反旗をひるがえすのは至当な行動である、と。前原は「王土王民制」を破壊する地租改正に反対し、「士族の常職」を剝奪することに反対している。^(一三) 彼等のえがく政策体系は、武士による王土王民制の再編であつた。

西南戦争における西郷派の要求は、圭宝諦成氏が適切に指摘されているように、四民平等反対、地租改正反対、秩禄処分反対、総じて武士の特権の回復と維持であつた。^(一四) さきに書いた集義塾のありようはいかなる意味におい

ても西郷輩下の討幕武士団のみの結合・再編であり、西郷体制の中核部隊を再訓練する課題になつて誕生した。またその系統上に発展した私学校も「道を同じ義相協ふを以て暗に聚合し」した士族集団であつた。^(一五) 銃隊出身者、砲隊出身者、教導団組^(一六)開墾社、集義塾^(一七)賞典学校生徒らおよそ三万人を糾合した、この私学校党は、その内

部組織において厳格な身分的階層制が採用され、「道義においては一身を顧みず必ず踐行すべし」という前近代の道義が基本方針としてつらぬいていた。この古めかしい内部構造は、対外的には「王を尊び民を憐む」という民衆にたいする治者意識として発現した。まえに書いたように、県令大山綱良が西郷と協議して、私学校の上層部を区長・副長・戸長・学校長に任命し、全県政を私学校^(一八)武士集団によつて統一的に支配しようとしたことが、それを証明する。この統治体制は、明らかに四民平等に対立する階級^(一九)身分制度の再編・強化にはかならず、武

身的身分的特権の強力な保持策といわねばならない。こうした身分的特権はそれ自体経済的特権 \parallel 貢租徴収権に基礎づけられることによつて、はじめて安泰たりうるものである。県庁は五年八月中央政府の方針をうけて知行制の廃止にふみきろうとしたが、それは何等の実効ももたらしはしなかつた。知行制の廃止はいうまでもなく知行権 \parallel 封建的土地所有権とその他の封建的支配権(諸納物・課役および身分的支配)の撤廃であり、それらが米禄乃至金禄による特権と比較にならないほどの純粹な封建的特権であつたかぎり、その撤廃に猛然たる反抗が行われるのは当然であつた。地租改正条例もここでは、九年三月の県令布告まで是一片の古紙でしかなかつた。八年一〇月第四大区の区長らは県参事に建白書をつきつけた。それには大要次のように書かれている。徳川時代においては、土地はすべて領主の所有に属し、寸地も農民の私有地はなかつた、そして武士はこの領有地を知行地として与えられ小作さしていたのであるから知行地の所有権は士族にある、と。こうした考え方は地租改正の基本方向と真向うから対立している。ことは秩禄処分についても同じであつた。九年八月、中央政府は金禄公債証書を發行して禄制の重庄から免かれようとした。それはただ単に財政問題だけでなく、旧來の封建的特権を打破するという政治的意図をひめていた。西郷派武士団は、その年一月ごろから兵器をもつて城下に集り、家禄保持にかんする大山県令の請願を却下するなら直ちに大學上京して、一挙に政府を葬ろうとして動きはじめていた。政府が一二月鹿児島県士族にかぎり家禄の売買を認め、売買禄にたいしては公債の元本を家禄の十カ年分とし利子を年一割とするという特例法も、けつして西郷派を黙させはしなかつた。というのも、その特例法も家禄処分の基本方向をまげるものではなかつたからである。「西郷をして首相と為し、其抱負を實行せしむるは是れ吾輩今日の任務なり」と村田新八が語つたとき、それは村田だけでなく西郷派武士団の一致した考へであつた。そし

(二八)

(二七)

てそこで構想された権力構造と政策体系は、士族独裁であり武士的諸特権の回復であったことは間違いない。

みてきたように、士族反乱に共通する要求は征韓の即時断行と武士的特権の回復であり、かかる政策を実現する士族独裁政権の樹立であった。その場合、個々の反乱軍と指導者がそれぞれに征韓の「先鋒」たろうとし、政権の中枢をにぎろうとしていたことに注目しなければならぬ。典型的には、さきに引用した村田新八（二九）薩摩武士団の西郷を首相にいただくという志向がそれであり、また前原一誠（三〇）萩士族の「誓約書」がそのことを示している。それは、直接的には自らの手で討幕をかちとり「王政復古」を実現したという自負心と武力を基礎とし、自軍こそ「朝廷維新の基」だという優越意識の表現であった。だから、自派の志向する権力構造および政策体系以外のものは現政府であれ反乱軍であれ「聖天子の宸憂を増」す「毒焰」としてとらえられた。『評論新聞』が前原一誠（三〇）萩士族にたいして、「独立虚を伺ひ自己の志を逞しくせんと欲するの心を包蔵」していたと断定したのは、ただ前原軍だけではなく他の反乱軍にたいしてもそのままではまる。このような志向の基底には、明らかに武士意識が流れていた。そのことは、次節で検討する組織構造からも知ることができるであろう。

註（一） 征韓論の決裂以後、政府部内の最高指導部を構成した大久保利通・木戸孝允両参議の主要な二つの政策についての対立を摘記すれば次のとおりである。

④ 華士族家禄税賦課問題について。大藏卿大隈重信によって推進されたこの問題を大久保はいち早く賛成して廟議決定した。その理由は、家禄は華士族の財産であり、財産である以上地租と同じく課税の対象とすべきであるという点にあった。それは、実は国内の治安維持とアジア侵略のための、陸海軍拡張を目的とするものであった。この廟議決定にたいして、木戸・伊藤博文は大隈が提出した（六年六月九日）予算表では剰余金があることと「数百年の慣習」にもとづく特権を「一朝に破

擧「することは「人と国との幸福を失」うことだという理由で反対し、「其禄を三分にし一分強は之を官に収め、二分弱は以て終歳の衣食に充て之に禄券を与へて」売買できる方策を立てよと主張した。だが結局は木戸の反対は奏功しなかった（『大久保文書』第五卷一七八〜一八一頁、『松菊木戸公伝』下巻一六三七〜一六四九頁参照）。

⑨征台問題について。征韓派を懐柔するために大久保・大隈は七年二月六日「台湾蕃地処分要略」を閣議に提出し、強硬に出兵論を主張し廟議もそれに決定した。木戸はこの意見に反対してあえて閣議には出席しなかった。木戸は非征韓派として唱えた内治先行論をここでもつらぬいたのである。そして彼は、参議兼文部卿の地位を辞した。

この二つの政策における両者の対立は、次のように考えることができる。大久保の場合武士的特権の解消によって彼のめざす政治的・経済的体制編成を行おうとする急進論であり、その急進論にたいする佐賀の乱Ⅱ反乱軍の対抗を抑圧する手段として征台が必然的に遂行されざるをえなくなった。木戸は政治的・経済的再編成を漸進的に行おうとする立場から武士的特権の破壊をゆっくりと進めようとねがっていた。かくて、征台の役の推進と否定の立場は体制再編の方法のちがいの延長にはかならない、ということが出来る。

(二) 大久保のこの意見書は、六年十一月一九日の閣議の結果、工部卿伊藤博文・外務卿寺島宗則の二人が政体取調掛を命ぜられたのであるが、そのさいに参考供したものと伝えられている。それには、大要次のことが書かれている――「世の政体」には「君主政治」と「民主政治」とがあるが、日本の現状は「民主未だ以て取る可からず、君主も亦た以て捨つ可からざる状態である。なぜなら、「民主の政は天下を以て一人に私せず、広く国家の洪益を計かり治ねく人民の自由を達し、法政の旨を失はず首長の任に違はず実に天理の本来を完具する者」で、これは「創立の国新徒の民に施行すべくして旧習に馴致し、宿弊に固着するの国民に於ては適用すべからざるものだからである。ところが、わが国は、「人民久しく封建の圧制に慣れ長く偏僻の陋習以て性を成す殆んど千年」にも及び、かかる「我國の土地風俗人情時勢」は「民主政治」の実施をゆるさない。といって、「君主も亦た固守すべからざるものである。なぜなら日本は「祖宗」以来「君民共治の制にして上も君権を定め下も民権を限り至公至正君民得て私すべからざるものだからである。しかしながら、これまで通りの慣行でいいということではない。「我が国自から皇統一系の法典」を基礎にして、「歐洲各国君民共治の制」の「得失利弊を審按酌慮して」、我國体に適合的な「法憲典章を立定」することは今日「開明に赴」こうとする時勢の要請である。そこで具体的な方法として、「天皇陛下を輔弼」し、しかも「歐洲各国」の大体である立法・行政・司法の三権分立の機構を創出

することを考えねばならない。その立法にかんしては、「華族の戸主二十一歳以上の者」からの選挙による「華族議員二十名」とそのほか「天皇陛下の特命を以て選挙する」「定限」なき議員によって構成される議院があたるべきである。以上が大久保意見書の大要である（『大久保利通文書』第五一八二～二〇三頁参照）。この当時の為政者の考え方については青木周蔵は次のように語っている。「当時我邦にても民選議院の論がポツポツ起りかけて居ったから、立憲政体のことは早晚政府に於ても実施する積りで、欧米諸国の政体政治を研究されたのに外ならない。されば大久保さんは自治制度に関する取調べを議員に命ぜられたが、その考は我國の立憲政治も亦外国の実例と同じく、先づ地方自治制の確立より始めなければならない。その方法は漸進主義に依るを可とすると定めて居られた様である。それ故……大久保さんの建議で内務省が創設せられ、続いて地方会議も開かれ、尋いて府県会議則や、地方税規則や郡区町村編成法などの制定となって地方の民費は悉く府県会議を経て徴収することとなり、漸く町村の自治が確立せられる順序になった。云々」（同上書二〇八～九頁。なお地方自治制の施行過程とその意味づけについては、大石嘉一郎氏の力作『日本地方財政史序説』参照のこと）。

(三) その形式上の近代性は、(1)納税義務者が土地所有者である、(2)地租が収益を資本還元した地価を基準とする収益税の形をとった、(3)税率を一定した、(4)貨幣形態での徴収という点にみられる（大石嘉一郎著前掲書三三頁、有元正雄「地租改正における地価の決定」——明治史料研究連終協議会編『明治維新と農業問題』所収参照）。だが実質が封建貢租の継承にかすぎなかつた点については多くの論者によってすでに説きつくされている（大石著前掲書、丹羽邦男「地主制創出の政治過程について」——『明治維新と地主制』所収、大江志乃夫著『明治国家の成立』、堀江英一著『明治維新の社会構造』等を参照されたい）。

(四) 山田盛太郎著『日本資本主義分析』、大石嘉一郎著前掲書、和崎皓三「産業ブルジョアジーの生成と地主制の展開」（堀江・遠山編『自由民権期の研究』第四期所収）参照。

(五) 『西南記伝』上巻の二、四〇七頁。『江藤南白』下三九九～四〇〇頁参照。

(六) 『江藤南白』下二八九～九八頁、および松下芳男著『明治軍制史論』上巻四四三～四四五頁参照。

(七) (八) 『西南記伝』上巻の二、四二四～五頁、『江藤南白』下四四三～四五頁参照。

(九) 拙編『自由民権思想』上（青木文庫）四八～五三頁、および巻末の解説、拙著『自由民権運動』第二章参照。

(一〇) 『西南記伝』上の二 五三八～九頁。

- (一一) 『河上彦齊』四七頁
- (一二)・(一三) 『南記西伝』上の二 五四四頁。
- (一四) 『西南記伝』上の二 五六八頁。
- (一五) 『西南記伝』下の二 九六頁。
- (一六) 『西南記伝』上の二 六〇二頁
- (一七) 『西南記伝』上の二 六七五頁以下所引
- (一八) 拙編『自由民権急想』上巻末 解説参照。
- (一九) 『江藤南白』下四二八〜九頁参照。
- (二〇) 右同書四六四〜六頁。
- (二一) 『西南記伝』上の二 五四四頁。
- (二二) 加屋齋堅「禁刀令駁議奏稿」
- (二三) 『西南記伝』上の二 五九九〜六〇二頁参照。
- (二四) 圭宝縮成『西郷隆盛』（岩波新書）
- (二五)・(二六) 『西郷南州選集』下巻。
- (二七) 圭宝氏前掲書所引。
- (二八) 佐々友房『戦袍日記』・『西南記伝』上の二 六九一頁。
- (二九) 『前原一誠伝』
- (三〇) 拙編前掲書一六頁。